平成２５年（フ）第２１０８号
大阪府高槻市牧田町５番45―307号
債務者　鴻池　真人
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１４２号
大阪市住吉区長居西１丁目13番２号　仲谷マンション302号
債務者　小倉ゆう子
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１５１号
大阪市西区南堀江１丁目24番７―403号
債務者　川邉　正博
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１７０号
大阪市西区新町１丁目30番13―603号、前住所大阪市西区新町３丁目８番17―204号
債務者　栌山こと　馮　　琳琳
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１９３号
大阪府東大阪市中新開２丁目13番25号　木ノ国ハイツ301号
債務者　山本喜美子
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２１９号
大阪府箕面市稲３丁目11番31号
債務者　江口　雄司
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２３９号
大阪府吹田市千里山虹が丘７番303号
債務者　ビストロＰＥＰＥこと　古谷　紀幸
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８５号
熊本市西区島崎２丁目４番26号　ラフォーレ28番館303、前住所熊本市月出６丁目４番79号
債務者　岡部　　愛
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３０６号
熊本市西区島崎７丁目20番28号
債務者　西寺　彩子
1　決定年月日時　平成25年５月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３０９号
熊本市中央区黒髪２丁目14番１号　ハウス黒髪２Ｆ
債務者　伊藤　　孝
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５３２号
札幌市西区琴似１条７丁目２番２―206号
債務者　土澤　浩介
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６０２号
札幌市北区篠路９条２丁目９番19号、住民票上の住所札幌市北区新琴似９条12丁目５番７号
債務者　安田　幸恵（旧姓白田）
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７８３号
札幌市北区北26条西16丁目２番17号
債務者　堀　　裕一
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８００号
札幌市南区真駒内柏丘６丁目４番４―306号
債務者　下川　剛史
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８５１号
札幌市北区北18条西６丁目３番12号　18条コーポ16号
債務者　大庭　信雄
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８６７号
札幌市西区西町北１丁目４番11号　Ｋ・Ｍマンション101号
債務者　三田　和也
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８７５号
北海道千歳市釜加136番地の２
債務者　塚本　華代
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部